

一関地区広域行政組合一般職の職員に対する特殊勤務手当支給規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例(平成18年一関地区広域行政組合条例第17号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、特殊勤務手当(以下「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(高所作業手当)

第2条 高所作業手当は、次の各号に掲げる場合に当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 地上10メートル以上の箇所で胴綱を使用して行う作業 作業した日1日につき220円

(2) 地上20メートル以上の箇所で胴綱を使用して行う作業 作業した日1日につき320円

2 前項各号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、同項に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(廃棄物処理作業手当)

第3条 廃棄物処理作業手当は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物処理施設において、廃棄物を直接処理する作業 作業した日1日につき290円

(併給禁止)

第4条 1日につき複数の手当の支給対象となる作業に従事した場合は、最も額の多い手当を支給し、その他の手当は支給しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、一関市の手当の支給の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。